

東京地下鉄株式会社の株式の処分について（概要）
（令和4年3月28日 財政制度等審議会答申）

1. 背景・経緯

- ・東京地下鉄株式会社法において、できる限り速やかに、政府及び東京都が保有する東京地下鉄株式の売却が必要とされている
- ・「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」（国交省審議会答申）がとりまとめられ、東京地下鉄株式の売却を早期に進めていく必要があるとされている

2. 基本的考え方

- ・東京地下鉄株式の売却については、公正な価格・方法により行う
- ・広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により売却を行う
- ・証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期等は慎重に判断する
- ・東京地下鉄は、事業内容等について情報の適切な開示を行う
- ・国交省審議会答申において示された考え^(※)に留意することが必要である
 - (※)①東京地下鉄株式の売却は段階的に進め、国と東京都が当面株式の1/2を保有することが適切であること
 - ②その後の売却は、国と東京都の協議を踏まえた対応が求められること
 - ③売却に当たっては国と東京都が共同で手続きを進め、同時・同率で売却することが重要であること

3. 売却実施に当たり留意すべき事項

- ・売却方法は、市場慣行として定着しているブックビルディング方式が適当である
- ・売却規模は、新規公開時においては財務省及び東京都が同時・同率にて株式の2分の1を売却すること、その後の売却においては国と東京都の協議を踏まえて対応することが適当である
- ・証券会社による適切な投資勧誘、東京地下鉄による適切な情報の開示、関係者による守秘義務に係る情報管理の徹底が必要である
- ・財務省及び東京都が共同で手続きを進めることから、十分な調整を図ることが必要である

4. 株主構成等

- ・安定株主形成のために特定の法人等に対して優先的な割当てを行うことは、適当ではない
- ・従業員持株会に対して一定の範囲内で優先的な割当てを行うことは、差し支えない

5. 主幹事証券会社の選定について

- ・財務省及び東京都は、共同で主幹事証券会社を選定することが適当である
- ・証券会社の引受能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある
- ・過去に主幹事等を務めた実績等の定量的要素について書類審査を行った後、売出しに関する提案の内容等の定性的要素について口頭審査を行い、両者を総合勘案して評価する